三井住友DSアセットマネジメント株式会社

グローバル高金利通貨ファンド(愛称:プレミアムエイト) 繰上償還(予定)に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、掲題ファンド(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、受益者の皆さまのご意向を確認したうえで繰上償還(信託終了)を行うため、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)および信託約款の規定に従い、書面による決議(書面決議)を実施することをお知らせします。

つきましては、本書面、「繰上償還に関する書面決議参考書類」および「議決権行使書面」をお読みいただき、繰上償還に関する決議に対する賛否および必要事項をご記入のうえ、議決権行使書面を弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

当ファンドの繰上償還に対してご賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

1. 繰上償還の理由と予定日

(1)繰上償還の理由

信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。 (純資産総額は2024年12月30日現在 約6億円)

そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還するものです。

(2)繰上償還の予定日

2025年5月30日

2. 書面決議にかかる今後の日程とお手続きについて

(1) 今後の日程

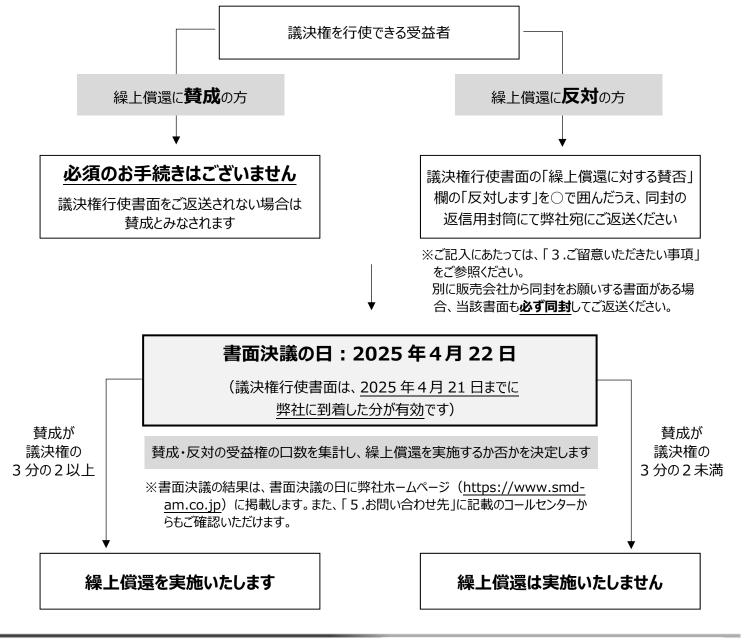
① 議決権を行使できる受益者の確定日
② 「議決権行使書面」受付期限
③ 書面決議の日(繰上償還の可否決定日)
② (以降は繰上償還が決定された場合>
④ 申は (購入・協会) 受付量終日※

④ 申込(購入·換金)受付最終日*⑤ 繰上償還日2025年5月28日2025年5月30日

※販売会社によっては、申込受付最終日より前に購入受付を中止する場合があります。

(2)書面決議のお手続き

繰上償還は、受益者の皆さまの賛成または反対の意思表示をもって決定されます。



3. ご留意いただきたい事項

□ 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い

同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場 合で、その内容が異なるときは、当該受益者の方のすべ ての議決権を無効(集計の際に除外)として取り扱わ せていただきます。

□ 賛否両方に○をするなど賛否が不明確な場合(全く記 載がない場合を除きます。)や受益者の氏名または議 決権の数が不明である等の不備がある場合の取扱い

議決権の行使として認められないことがあります。その場 🗆 個人情報取得の目的等 合、当該議決権は無効(集計の際に除外)として取り 扱わせていただきます。

□ 議決権行使書面の「繰上償還に対する賛否」欄に記 載がない場合の取扱い

繰上償還について賛成されるものとして取り扱わせていた だきます。

□ 議決権を行使されない場合の取扱い

本書面を受け取られた受益者の方が議決権を行使され ないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者の 方は繰上償還について賛成されるものとして取り扱わせ ていただきます。

したがって、ご賛成の場合は、議決権行使書面を弊社にご 郵送いただく必要はございません。

- □ 返信用封筒をご使用にならない場合には、以下の宛 先にご郵送ください。
 - ※同封の返信用封筒とは、別の郵便番号となってい ます。

〒105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 商品企画部 宛

議決権行使書面にて弊社が取得した個人情報 は、書面決議に関する事務のために必要な範囲で のみ利用し、他の目的では使用いたしません。ま た、弊社は取得した個人情報を必要な範囲で販 売会社と共有いたしますので、ご了承ください。

□ その他

以下の事項につきましては、同封の「繰上償還に関 する書面決議参考書類」をご参照ください。

- ※以下の②~④に該当する条件・事実はありません。
- ① 直前に作成された財産状況開示資料の内容
- ② 繰上償還の中止に関する条件
- ③ 受益者の不利益となる事実
- ④ 上記①の財産状況開示資料の作成後に生じた投 資信託財産の状況に重要な影響を与える事象



4. よくあるご質問

Q1. 「書面決議」とは何ですか?

A1. 書面決議とは投信法に定められた手続きで、受益者の皆さまに繰上償還の賛否を問うために行うものです。議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成(行使されなかった分を含みます)をもって可決されます。賛成が上記の議決権の3分の2未満の場合、当ファンドは繰上償還いたしません。

O2. 何か手続きが必要ですか?

A2. 繰上償還にご賛成いただける場合は、特に必要な手続きはありません。繰上償還について賛否の意思表示を行うために議決権を行使される場合は、議決権行使書面の「繰上償還に対する賛否」の欄の賛成または反対のいずれかを○で囲んだうえ、同封の返信用封筒で弊社宛てにご郵送ください。

Q3. 償還までに換金することは可能ですか?

A3. 繰上償還の書面決議への賛否にかかわらず、販売会社において、これまで通りご換金いただけます。 繰上償還の実施が決定した場合の換金受付の最終日は「2.書面決議にかかる今後の日程とお手続きについて」の「(1)今後の日程」の④をご参照ください。

Q4. 繰上償還に反対した場合、買取請求はできますか?

A4. 販売会社においてご換金が可能な投資信託に該当するため、繰上償還に反対された受益者の方の受託会社に対する買取請求の適用はございません。

Q5. 繰上償還の実施が決定した場合、ファンドの運用はどう なりますか?

A5. 繰上償還の実施が決定した場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しません。

Q6. 換金せずに償還日を迎えた場合、どうなりますか?

A6. ご換金されずに償還日を迎えた場合、受益者の皆さまの保有口数に償還日の基準価額を乗じた金額を償還金としてお支払いいたします。

O7. 償還金はいつから受け取れますか?

A7. 償還金のお支払いは、販売会社より、原則として償還日から起算して5営業日目までに行われます。 販売会社によってお支払日は異なりますので、詳しくは 当ファンドを購入された販売会社にてご確認ください。

Q8. 購入時の基準価額で引き取ってもらえますか?

A8. これまでの運用の結果として生じた利益および損失は 受益者の皆さまに帰属いたします。そのため、購入時の 基準価額で引き取ることは行っておりません。

5. お問い合わせ先

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の方のお取引情報は、運用会社である弊社では保有しておりません。売買に関するご相談、口座の残高等のお取引情報に関しましては、販売会社にてご確認くださいますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 コールセンター **0120-88-2976** [受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ> お取引先の販売会社にお問い合わせください。

以上

